

新型コロナウイルス感染症に伴う対応等（令和3年度）

I 個人向け

1 子育て世帯生活支援特別給付金〔子育て支援課〕

- (1) 概要：新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。
- (2) 対象者
- ① ひとり親世帯分
- (ア) 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人（申請不要）
- (イ) 公的年金等（※1）を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る人に限る。）
- （※1）遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
- (ウ) 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないひとり親世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている人
- ② ひとり親世帯以外分
- (ア) 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている人（※2）であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である人（申請不要）
- （※2）令和3年5月分以降に転入以外で新規に上記の手当について支給を受けることとなった人も含む。（令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象。）
- (イ) (ア)のほか、対象児童（令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）※3）の養育者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税の人又は令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人
- （※3）令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象とする。
- (3) 給付額：児童1人当たり一律5万円
- (4) 申請方法
- (2)の対象者の内、①の(ア)、②の(ア)の対象者は申請不要。
上記以外の対象者は申請が必要で、支給決定後随時支給。
- (5) 支給実績（令和4年3月31日現在）
- ①の(ア)の対象者
給付件数：176件（児童数286人） 給付額：14,300,000円
- ①の(イ)の対象者
給付件数：5件（児童数6人） 給付額：300,000円
- ①の(ウ)の対象者
給付件数：2件（児童数4人） 給付額：200,000円

②の（ア）の対象者

給付件数：86件（児童数168人） 給付額：8,400,000円

②の（イ）の対象者

給付件数：7件（児童数9人） 給付額：450,000円

2 住民税非課税世帯等臨時特別給付金〔総務課〕

(1) 概要

安芸高田市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対して、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯に対して、臨時特別給付金を確認書等の提出により給付する。

(2) 給付対象者

基準日（令和3年12月10日）に、安芸高田市の住民基本台帳に記載されている世帯のうち、下記のいずれかに該当する世帯。

① 住民税非課税世帯

令和3年度の住民税非課税世帯。ただし、課税者の被扶養者のみで構成される世帯は除く。

② 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症によって、非課税世帯相当に収入が減少した世帯。

(3) 受付・給付状況

	非課税世帯	家計急変世帯
受付件数	3,376	2
給付件数	3,274	1
受付期限	令和4年5月2日	令和4年9月30日

3 子育て世帯への臨時特別給付金

(1) 目的：新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を経済的に支援する取り組みとして給付を行う。

(2) 支給対象児童

① 令和3年9月分の児童手当を受給している児童（児童手当対象児童）

② 平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童（高校生等）

③ 令和3年9月1日～令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）

(3) 支給対象者：支給対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方。

児童手当受給対象児童の保護者については児童手当受給者。

※公務員の児童手当は各所属所が支給しているが、本給付金については、安芸高田市に住所を有する公務員は安芸高田市が支給する。

※支給対象者の所得が児童手当の所得制限限度額内の方に限る。（特例給付となる者は除く。）

※公務員及び高校生等の保護者は令和3年9月30日時点で住所を有する自治体から支給する。（令和3年10月1日以降に生まれた新生児の保護者を除く。）

※支給対象児童が児童養護施設等へ入所中の場合は、施設等が所在する自治体から

施設等に支給する。

(4) 申請方法及び支給方法

① 安芸高田市から児童手当を支給されている世帯（公務員を除く）は申請不要。

支給対象児童 1 人当たり、先行給付分 5 万円を令和 3 年 12 月 27 日に支給。追加給付分 5 万円を令和 4 年 1 月 18 日に支給。

② 公務員と高校生等のみを養育する世帯は申請が必要。

支給対象児童 1 人当たり、10 万円を申請受付後随時支給。

③ 令和 3 年 11 月 16 日以降に生まれた新生児がいる世帯（公務員を除く。）は申請不要。

支給対象児童 1 人当たり、10 万円を随時支給。

(5) 支給実績

令和 3 年 12 月 27 日 支給対象世帯：1,430 世帯 支給対象児童：2,836 人
支給額合計：141,800,000 円

令和 4 年 1 月 18 日 支給対象世帯：1,430 世帯 支給対象児童：2,836 人
支給額合計：141,800,000 円

〃 1 月 31 日 支給対象世帯：291 世帯 支給対象児童：412 人
支給額合計：41,200,000 円

〃 2 月 10 日 支給対象世帯：8 世帯 支給対象児童：8 人
支給額合計：800,000 円

〃 2 月 15 日 支給対象世帯：77 世帯 支給対象児童：119 人
支給額合計：11,900,000 円

〃 2 月 18 日 支給対象世帯：1 世帯 支給対象児童：2 人
支給額合計：200,000 円

〃 2 月 28 日 支給対象世帯：61 世帯 支給対象児童：81 人
支給額合計：8,100,000 円

〃 3 月 15 日 支給対象世帯：23 世帯 支給対象児童：32 人
支給額合計：3,200,000 円

〃 3 月 31 日 支給対象世帯：33 世帯 支給対象児童：41 人
支給額合計：4,100,000 円

4 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免〔税務課・保険医療課〕

(1) 概要：新型コロナウイルスの影響により、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付が困難になった世帯（の世帯員※）に対し、国が定める基準に基づき 2 割から 10 割を減免する。

(2) 対象：次の①か②のいずれかに該当する世帯が該当する。

① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯（の世帯員※）

② 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯（の世帯員※）

【世帯の主たる生計維持者について】

(ア) 事業収入等のいずれかの減少額が、令和 2 年の事業収入等の額の 3 割以上であ

ること

(イ) 令和 2 年の合計所得金額が 1,000 万円以下であること

(ウ) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和 2 年の所得の合計額が 400 万円以下であること

(3) 減免の状況

① 国民健康保険税にかかる減免の申請

- ・申請件数 20 件
- ・減免件数 16 件 1,952,800 円
- ・非該当 4 件 299,000 円
- ・審査中 0 件 0 円 (3 月 31 日現在)

② 後期高齢者医療保険料にかかる減免の申請

- ・申請件数 0 件 (3 月 31 日現在)

※後期高齢者医療保険料は個人単位で賦課するため、対象は「世帯員」となる。

5 介護保険料の減免〔保険医療課〕

(1) 概要：新型コロナウイルスの影響により、介護保険料の納付が困難になった世帯に対し、国が定める基準に基づき 2 割から 10 割を減免する。

(2) 対象及び減免範囲：次の①か②のいずれかに該当する世帯が該当する。

① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方・・・保険料の全額を免除

② 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のイ及びロのいずれにも該当する世帯

(ア) 事業収入等のいずれかの減少額が、令和 2 年の事業収入等の額の 3 割以上であること

(イ) 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和 2 年の所得の合計額が 400 万円以下であること

(3) 減免の状況

- ・申請件数 8 件
- ・減免件数 8 件 585,300 円
- ・非該当 0 件
- ・審査中 0 件 (3 月 31 日現在)

6 国民健康保険傷病手当金の支給〔保険医療課〕

(1) 概要：安芸高田市国民健康保険被保険者で、新型コロナウイルスに感染（発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われた場合も含む。以下同じ。）した場合、その療養のため労務に服することができなかった期間について傷病手当金を支給する。

(2) 対象：次の①から③のすべてに該当する安芸高田市国民健康保険被保険者

① 勤務先から給与支払を受けている者で、新型コロナウイルスに感染した者

② 新型コロナウイルスに感染したため、その療養のため勤務できず、その期間が 3 日間を超えた者

③ 勤務ができない期間に対する給与支払を受けられなかった者（給与等の全部又は一部を受け取ることができる場合、支給額の調整や不支給の場合あり）

(3) 支給額：①÷②×2/3×（③－3日間）

① 直近の継続した3か月間の給与収入の合計額

② ④の期間の就労日数

③ 勤務予定だったが、新型コロナウイルス感染のため勤務できなかった日数

(4) 支給の状況

・申請件数 1件（3月31日現在）

・支給件数 1件 141,925円（3月31日現在）

7 住宅使用料等の徴収の猶予又は減免〔住宅政策課〕

(1) 方針：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少状況、今後の見込み等の聴き取り表を作成し、条例の規定による徴収の猶予、減免又は（分納）納付誓約書による滞納処分の停止を行う。

(2) 猶予の実績 相談件数1人

猶予実績1人

減免の実績 相談件数1人

減免実績1人

8 住宅困窮者に対する住宅提供〔住宅政策課〕

(1) 方針：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、社宅等からの退去を余儀なくされたもの（離職退去者等）に対して6か月住宅を提供する。

(2) 提供の実績 相談件数1人

許可実施1人

9 上下水道料金等の支払い猶予〔上下水道課〕

(1) 概要：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した等により、上下水道料金の支払いが困難な世帯や事業者に対し、支払期限を猶予する。

II 事業者向け

1 雇用調整助成金の特例措置〔商工観光課〕

(1) 概要：事業主が行う休業手当の支払いに対する一部の助成

(2) 助成額：対象従業員1人1日当たり15,000円（上限）

(3) 実施主体：国（ハローワーク安芸高田）

(4) 申請数：86事業所（内 令和3年度申請数10件）

(5) 対象期間：令和2年4月1日～令和4年6月30日

2 セーフティネット4号・5号・危機関連保証〔商工観光課〕

(1) 概要：融資条件として市が認定した事業者（6,000万円上限）

- (2) 認定件数：331 件（内 令和 3 年度認定件数 24 件）
- (3) 指定期間（延長）：セーフティネット 4 号 令和 4 年 6 月 1 日まで
セーフティネット 5 号 令和 4 年 6 月 30 日まで（指定業種のみ）
危機関連保証 令和 3 年 12 月 31 日まで**終了**

3 安芸高田市雇用調整助成金等活用促進事業補助金〔商工観光課〕**終了**

- (1) 概要：雇用調整助成金の申請事務を社会保険労務士に依頼した場合、10 万円を上限に支援する。
- (2) 補助金額：10 万円（上限）
- (3) 実施主体：安芸高田市
- (4) 相談件数：26 件（内 令和 3 年度相談件数 3 件）
- (5) 受付件数：16 件（内 令和 3 年度受付件数 2 件）
- (6) 申請期限（延長）：令和 4 年 2 月 28 日

4 安芸高田市お得に旅行券**独自**〔商工観光課〕

- (1) 概要：主に市内旅行業者の支援を図るため、5,000 円の旅行券を、3,000 円で販売（プレミアム額 2,000 円、プレミアム率 67% 販売冊数 10,000 枚 旅行券総額 50,000 千円）市内旅行業者に依頼する旅行代金として利用。
- (2) 実施主体：安芸高田市お得に旅行券事業実行委員会（構成：市、市商工会、市観光協会）
- (3) 販売実績：10,000 枚（内 令和 3 年度販売実績 6,089 枚）
- (4) 利用期間：令和 2 年 10 月 9 日～令和 3 年 12 月 31 日
但し、令和 3 年 9 月 30 日まで販売休止

5 頑張る事業者応援金事業**終了**〔商工観光課〕

- (1) 概要：事業収入等が 30%以上減少した事業者に対して、幅広く使える資金として給付する。
- (2) 実施主体：安芸高田市頑張る事業者応援金事業実行委員会（構成：市、市商工会）
- (3) 給付額：上限 20 万円（1 事業者 1 回限り）
- (4) 相談件数：78 件
- (5) 受付件数：15 件
- (6) 申請期間：令和 3 年 6 月 1 日～7 月 31 日（窓口：商工会、商工観光課）
- (7) 提出方法：原則郵送

6 広島県感染拡大防止協力支援金

- (1) 概要：新型コロナウイルス感染症拡大防止を図ることを目的に、広島県からの要請にご協力いただいた飲食事業者に対して、感染症拡大防止協力支援金を支給する。
- (2) 実施主体：広島県（広島県協力支援金センター）

- (3) 給付額：時短・休業 3万～10万円/日
 ※ 給付対象事業者の規模、対応要件により異なる。
- (4) 要請期間：(第1期) 令和3年 5月12日～6月1日
 (第2期) 令和3年 6月2日～6月20日
 (第3期) 令和3年 6月21日～7月11日
 (第4期) 令和3年 8月4日～9月12日
 (第5期) 令和3年 9月13日～9月30日
 (第6期) 令和3年10月1日～10月14日
 (第7期) 令和4年 1月14日～1月31日
 (第8期) 令和4年 2月1日～2月20日
 (第9期) 令和4年 2月21日～3月6日
- (5) 申請期間：(第1期) 令和3年 6月2日～7月20日 終了
 (第2期) 令和3年 6月21日～8月10日 終了
 (第3期) 令和3年 7月12日～9月14日 終了
 (第4期) 令和3年 9月13日～10月29日 終了
 (第5期) 令和3年10月1日～11月19日 終了
 (第6期) 令和3年10月15日～12月3日 終了
 (第7期) 令和3年 2月1日～3月18日 終了
 (第8期) 令和3年 2月21日～4月11日 終了
 (第9期) 令和4年 3月7日～4月25日
- (6) 申込方法：電子申請又は郵送（申請書の配布：商工観光課及び各支所で配布）

7 頑張る中小事業者月次支援金

- (1) 概要：新型コロナウイルス感染症拡大防止を図ることを目的に、国の緊急事態宣言等や広島県からの要請にご協力いただいた中小事業者に対して、頑張る中小事業者月次支援金を支給する。
- (2) 実施主体：広島県（頑張る中小事業者月次支援金センター）
- (3) 給付額：売上減少率50%以上
 (中小法人) 上限20万円/月
 (個人事業者) 上限10万円/月
 売上減少率30%以上～50%未満
 (中小法人) 上限8万円/月
 (個人事業者) 上限4万円/月
- (4) 申請期間：(5月分) 令和3年 6月21日～9月10日 終了
 (6月分) 令和3年 7月1日～9月20日 終了
 (7月分) 令和3年 8月1日～9月30日 終了
 (8月分) 令和3年 9月1日～10月31日 終了
 (9月分) 令和3年10月1日～11月30日 終了
 (10月分) 令和3年11月1日～令和4年1月7日 終了
 (1月分) 令和4年 2月1日～3月31日 終了

(2月分) 令和4年 3月 1日～ 4月 30日

(3月分) 令和4年 4月 1日～ 5月 31日

(5) 申込方法：電子申請又は郵送（申請書の配布：商工観光課及び各支所で配布）

8 令和3年度事業継続応援金^{終了}

(1) 概要：新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対して、事業の継続の支える応援金を給付する。

(2) 実施主体：安芸高田市事業継続応援金事業実行委員会
(構成団体：安芸高田市、安芸高田市商工会)

(3) 給付額：上限 20 万円

(4) 申請期間：令和3年 10月 1日～12月 28日^{終了}

(5) 提出方法：原則郵送

(6) 受付件数：173 件

Ⅲ 福祉・保健事業

1 65歳以上の新型コロナウイルスワクチン接種(1回目・2回目)〔健康長寿課〕

(1) 接種券送付

・ 4月 20日(火)

(2) 開始時期

・ 高齢者入所施設での接種：令和3年 4月 26日(月)

・ 一般高齢者の集団接種：令和3年 5月 23日(日)

・ 個別接種（往診等での接種）：令和3年 5月 8日(土)

(3) 集団接種申込者数

(令和3年 6月 1日現在)

接種会場	1回目日程	2回目日程	予約者数 (人)
高宮田園パラッツォ	5月 23日～5月 25日	6月 13日～6月 15日	1,201
美土里生涯学習センターまなび	5月 26日～5月 27日	6月 16日～6月 17日	871
八千代文化施設フォルテ	5月 28日～5月 29日	6月 18日～6月 19日	1,113
甲田文化センターミュージズ	5月 30日～6月 1日	6月 20日～6月 22日	1,589
安芸高田市民文化センター	6月 2日～6月 8日	6月 23日～6月 29日	2,849
向原生涯学習センターみらい	6月 10日～6月 12日	7月 1日～7月 3日	1,325
計			8,948

2 65歳未満の新型コロナウイルスワクチン接種(1回目・2回目)〔健康長寿課〕

(1) 接種券送付

・ 6月 30日(水) 対象者に一斉送付

(2) 対象者

・ 満 12歳～64歳 14,252人 (6月 30日 発送者数)

(3) 実施経過

月日	実施経過
----	------

7月6日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内2高校にワクチン接種説明 ・国からのワクチン配送量の激減情報が入り、一般接種枠縮小の決定をし、お太助フォン、HP等で情報公開
7月7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・午後9時～インターネット予約開始(1・2クール)
7月8日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・午前9時～電話予約開始(1・2クール) ・7月8日～9日 本庁から各支所へ予約応援
7月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・優先接種の空いている枠を一般に開放(500人分)
8月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般接種3クールの日程を決定
8月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・午後9時～インターネット予約開始(3クール)
9月1日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・午前9時～電話予約開始(3クール)
9月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・3クール終了後のワクチン接種を集団接種と個別接種に決定 ・医師会理事会にて接種協力依頼 ・予約開始についての情報を公開(お太助フォン、ホームページ、ライン等のSNS) ・午後9時～インターネット予約開始(10月8日～集団接種・10月11日～個別接種)
9月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・午前9時～電話予約開始

(4) 集団接種開始日

区分	接種開始日	対象者	会場・委託先
最優先接種	7月5日(月)	通所介護事業所従事者・保育士・児童クラブ・障害者施設従事者・職員	会場： 安芸高田市 民文化センター 委託先： 安芸高田市 医師会
優先接種	7月15日(木)	満12歳～18歳とその保護者(市外含む) 教職員(市外含む) 基礎疾患を有する方 65歳以上の方で未接種の方 (7月15日から一般予約も可能とした)	
一般接種	1クール 7月27日(火)	上記以外の65歳未満の方 上記の方で、優先枠の予約が取れない方	
	2クール 8月26日(木)	満12歳以上で2回の接種が完了していない方	
	3クール 9月9日(木)		
	10月8日(金)		

(5) 個別接種開始日

区分	接種開始日	対象者	会場・委託先
一般接種	10月11日(月)	集団接種日程で接種ができなかった方	会場： 市内診療所 委託先： 安芸高田市

			医師会
--	--	--	-----

3 保健事業の日程変更及び中止〔健康長寿課〕

(1) 総合健診の日程変更

- ・変更前：令和3年 6月 1日（火）～ 7月 2日（金）
- ・変更後：令和3年 11月 25日（木）～12月 24日（金）

(2) その他保健事業

- ・5月実施予定の母子健診と相談を6月に延期
- ・緊急事態宣言中の教室中止（プール健康教室・げんき教室）（R3. 8. 27～9. 30）

4 3回目接種(追加接種)について〔健康長寿課〕

(国の指示で変更になった事項)

○新型コロナワクチン接種期間が延長となりました。

延長前	令和3年2月17日～令和4年2月28日
延長後	令和3年2月17日～令和4年9月30日

○対象：令和3年11月 ファイザー社製ワクチン18歳以上への使用の特例承認
令和4年 3月 12歳以上を対象とすることになった。

(1) スケジュール

時期	医療従事者	入所高齢者 従事者	集団接種			個別接種 会場 吉田病院 八千代病院 市外病院 市内診療所
			6月末までに 2回目 接種	8月末まで に2回目接 種	9月末まで に2回目接 種	
令和3年 11月	22日接種券発送					
12月	●吉田総合病院 27日接種開始	17日 接種券発送				
令和4年 1月	●市医師会 22日接種	17日 接種開始	20日 接種券発送			
2月	●八千代病院 日程未定	約1,700人 (13施設)	13日 接種開始	中旬 接種券発 送		集団接種 に来ること ができない方へ
3月	●吉田病院 約500人 ●市医師会 約300人 ●八千代病院 約500人				中旬 接種券発 送	
4月			約4,000人			
5月					約9,500人	
6月					約3,000人	
7月						
8月						
9月						

※65歳以上の高齢者には、事前に接種日時を決めて案内を送付し、変更希望の方のみ連絡をいただく。

※65歳未満の方には、希望日時の予約(インターネット又は電話)をしていただく。

(2) 接種体制について

内容	医療従事者	入所高齢者 ・従事者	一般高齢者	18歳以上 65歳未満
	集団接種			
会場	吉田総合病院 安芸高田市民文化センター 八千代病院	各入所施設	吉田町以外の 文化センター他	安芸高田市民文化センター
会場設営・会場移動・接種運営	吉田総合病院 市医師会 八千代病院 市役所	各入所施設 市役所	業者委託(コールセンター含む)	
接種医療機関	吉田総合病院 市医師会 八千代病院	市医師会	東広島記念病院	市医師会
予約方法	所属の医療機関と市 で日程調整し、従事者 が所属機関に予約	各入所施設と市 で日程調整し、 入所者が施設に 予約	2回目接種後8か月の 日程を市が設定して 対象者に接種券等を 送付し、不都合がある 方のみ日程変更の連 絡をいただく	2回目接種後8か月を 迎える対象者に接種 券等を送付し、インテ ルネット又はコール センターで予約

(3) 集団接種会場・日程(平成4年)

会場	日程	対象者	使用ワクチン
高宮田園パラッツォ	2月13日(日)～2月16日(水)	65歳以上	武田/モデルナ社製
美土里生涯学習センターまなび	2月18日(金)～2月20日(日)		
八千代文化施設フォルテ	2月22日(火)～2月24日(木)		
甲田文化センターミュージズ	2月26日(土)～3月2日(水)		
安芸高田市民文化センター	3月8日(火)～3月17日(木)		
向原生涯学習センターみらい	3月22日(火)～3月25日(金)		
安芸高田市民文化センター	3月8日(火)～3月17日(木) → 前倒し [65歳以上の日程に時間延長 保育士・介護施設従事者・教員の優先枠] 3月29日(火)～3月30日(水) 4月2日(土)～4月30日(土) 5月1日(日)～5月4日(水) 5月30日(月)～5月31日(火)	18歳以上	ファイザー社製

※18歳以上の接種は、当初予定していた日程から3週間前倒しで開始し、終了時期も約1か月早くなった。

※集団接種終了後は、医師会に依頼して個別接種の対応とする。

5 5～11歳のワクチン接種について【健康長寿課】

(1) 接種日程：3月7日(月)の週から8月までは3週間おきに平日の日程を設定する。

(ワクチンの入荷状況により変更する場合あり。)

(2) 接種券の発送：令和4年2月25日(金)

- (3) 対象者数：1,349人（令和3年12月9日現在）
- (4) 予約方法：市のホームページからインターネット又はコールセンター
- (5) 接種回数：2回（3週間間隔）
- (6) ワクチンの種類：ファイザー社製小児用ワクチン
- (7) 接種場所：JA吉田総合病院（旧老人保健施設のぞみ）

6 新型コロナワクチン接種状況について（1回目～3回目）〔健康長寿課〕

（令和4年3月23日現在）

年齢(歳)	対象者数 (人)	1回目		2回目		3回目	
		接種者数 (人)	接種率(%)	接種者数 (人)	接種率(%)	接種者数 (人)	接種率(%)
5～11	1,431	80	5.6	1	0.1	0	0.0
12～19	1,855	1,486	80.1	1,465	79.0	120	6.5
20代	2,267	1,849	81.6	1,834	80.9	482	21.3
30代	2,330	1,809	77.6	1,799	77.2	493	21.2
40代	3,290	2,717	82.6	2,698	82.0	979	29.8
50代	3,080	2,762	89.7	2,750	89.3	1,102	35.8
60～64	1,913	1,655	86.5	1,648	86.1	715	37.4
65～69	2,283	1,985	86.9	1,982	86.8	1,718	75.3
70代	4,654	4,461	95.9	4,453	95.7	3,855	82.8
80代	2,929	2,695	92.0	2,686	91.7	2,196	75.0
90代	1,231	1,172	95.2	1,163	94.5	921	74.8
100代	68	69	101.5	69	101.5	53	77.9
年齢不明	0	313	-	291	-	14	-
合計	27,331	23,053	84.3	22,839	83.6	12,648	46.3

〔出典：内閣官房 IT 総合戦略室～自治体ごとのワクチン接種状況について～〕

※市民の接種状況を集計したもので、市外の方は含まない。

※人口：令和3年1月1日現在の住民基本台帳年齢階級別人口。

※追加接種の対象：18歳以上。

※「年齢不明」は、接種後の死亡や転出により年齢階級別に計上されない人数。

IV 施設等の状況

1 社会福祉施設〔人権多文化共生推進課・子育て支援課〕

	5月16日～6月20日	6月21日以降
人権福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・一般利用制限 （平日18:00まで、土日利用・新規予約不可）（感染対策ができない利用は平日も不可） 	利用制限解除

	8月27日～9月30日	10月1日以降
	・一般利用制限 (平日 18:00 まで、土日利用不可)	利用制限解除
	1月12日～1月25日	1月26日～3月6日
	・一般利用制限 (平日 18:00 まで、土日利用不可)	休館
	3月7日～3月21日	3月22日～3月31日
	・一般利用制限 (平日 18:00 まで、土日利用不可、 会食不可)	会食不可
子育て支援センター	緊急事態宣言中はプレイルームの み休止	10月1日以降プレイルーム通常運 営

2 保育所〔子育て支援課〕

感染予防に取り組みつつ通常運営

(1) 罹患者発生に係る臨時休園等

- ・吉田保育所 令和4年1月10日(月)～1月13日(木)
令和4年3月10日(木)～3月12日(土) 年長のみ
- ・みつや保育所 令和4年1月10日(月)～1月13日(木)
- ・刈田保育園 令和4年1月26日(水)～1月29日(土)
- ・みどりの森保育所 令和4年3月1日(火)～3月3日(木)
- ・八千代南保育園 令和4年3月26日(土)～3月31日(木)
- ・甲田いづみこども園 令和4年3月31日(木)～4月2日(土)

3 放課後児童クラブ〔子育て支援課〕

感染予防に取り組みつつ通常運営

(1) 小学校の休業に伴う児童クラブ閉会等

- ・向原児童クラブ 令和4年1月26日(水)～1月27日(木)

4 各種子育て支援事業〔子育て支援課〕

(1) ファミリーサポートセンター事業・一時預かり事業

感染予防に取り組みつつ通常運営

(2) 病児預かり事業

緊急事態宣言中は外傷等に限定し受け入れ実施

10月1日以降は感染予防に取り組みつつ通常運営

(3) 地域子育て支援事業・各保育所等園庭開放

緊急事態宣言発令中は中止

10月1日以降は感染予防に取り組みつつ通常運営

下記の期間プレイルーム・園庭開放中止

令和4年1月11日～5月8日(予定)

5 観光振興施設〔地域営農課・農林水産課・商工観光課〕

(1) 市内観光施設の休業状況

	5月16日～6月20日	6月21日以降
神楽門前湯治村	全館休業	営業
たかみや湯の森(青空市場含む)	全館休業	営業
エコミュージアム川根	全館休業	飲食のみ営業
土師ダムサイクリングターミナル (周辺施設含む)	全施設休業	営業
エコビレッジかわね	休業	営業
香六ダム公園	休業	営業
大狩山河川公園	休業	営業
道の駅 「三矢の里あきたかた」	あきたかた NAVI 内のキッス コーナー閉鎖(5/18～6/20) ファーマーズレストラン休業(5/18 ～6/20)	営業 (ファーマーズレストランは 6/25 か ら営業)

	8月2日～9月12日	9月13日～9月30日
神楽門前湯治村	営業 (新規宿泊申し込みは受け 付けない)	飲食・風呂は 20 時までの時 短営業(アルコール提供の 中止)
たかみや湯の森(青空市場含む)	営業 (新規宿泊申し込みは受け 付けない)	飲食は 15 時までの時短営 業(土日は 20 時まで時短営 業)(アルコール提供中止) 風呂は 20 時までの時短営 業
エコミュージアム川根	飲食のみ営業	全館休業
土師ダムサイクリングターミナル (周辺施設含む)	営業	全施設休業
エコビレッジかわね	営業	休業
香六ダム公園	営業	休業
大狩山河川公園	営業	休業
道の駅 「三矢の里あきたかた」	営業 (ファーマーズレストランは 6/25 か ら営業)	営業 (あきたかた NAVI 内のキッス コーナー閉鎖、ファーマーズレス トランは休業)

	10月1日以降	1月12日～2月20日
神楽門前湯治村	営業	飲食は 20 時までの時短営 業(アルコール提供の中止) 風呂は 12 時～20 時までの 時短営業
たかみや湯の森(青空市場含む)	営業	※たかみや湯の森は 2/1～ 3/10 工事のため臨時休業
エコミュージアム川根	飲食のみ営業	飲食はアルコール提供中止
土師ダムサイクリングターミナル (周辺施設含む)	営業	1/26 から休業

		大型遊具の利用中止
エコビレッジかわね	営業	休業
香六ダム公園	営業	休業
大狩山河川公園	営業	休業
道の駅 「三矢の里あきたかた」	営業	営業 (あきたかた NAVI 内のキッ スコーナー閉鎖。ファーマースレス トランは休業)

	2月21日～3月6日	3月7日～3月21日
神楽門前湯治村	飲食は 21 時までの時短営業とし、アルコール提供は 11 時～20 時まで 風呂は 12 時～20 時までの時短営業	飲食は 21 時までの時短営業とし、アルコール提供は 11 時～20 時まで 風呂は 12 時～20 時までの時短営業
たかみや湯の森(青空市場含む)	※たかみや湯の森は 2/1～3/10 工事のため臨時休業	※たかみや湯の森は 2/1～3/10 工事のため臨時休業
エコミュージアム川根	休業	飲食は 21 時までの時短営業とし、アルコール提供は 11 時～20 時まで
土師ダムサイクリングターミナル (周辺施設含む)	飲食は 21 時までの時短営業とし、アルコール提供は 11 時～20 時まで 大型遊具の利用中止	※土師ダムサイクリングターミナル 大型遊具の 3/12 まで利用中止
エコビレッジかわね	休業	休業
香六ダム公園	休業	休業
大狩山河川公園	休業	休業
道の駅 「三矢の里あきたかた」	営業 (あきたかた NAVI 内のキッ スコーナー閉鎖。ファーマースレス トランは休業)	営業 (あきたかた NAVI 内のキッ スコーナー閉鎖。ファーマースレス トランは 21 時までの時短営業、アルコール提供は 11 時～20 時まで)

	3月22日～3月27日
神楽門前湯治村	営業
たかみや湯の森(青空市場含む)	営業
エコミュージアム川根	飲食のみ営業
土師ダムサイクリングターミナル (周辺施設含む)	営業
エコビレッジかわね	休業
香六ダム公園	営業
大狩山河川公園	休業
道の駅 「三矢の里あきたかた」	営業 (あきたかた NAVI 内のキッ

	コーナー閉鎖)
--	---------

(2) イベント関連

・春夏秋冬特別公演

第1景 皐月の舞 令和3年5月23日(日) 中止

第3景 長月の舞 令和3年9月26日(日) ⇒10月9日(土) 延期

・子ども神楽発表大会

令和3年9月19日(日)～20日(月・祝) ⇒10月10日(日) 延期

・神楽定期公演 令和3年 5月16日(日)～6月24日(木) までの間 休演

令和3年 6月25日(金) から開演

令和3年 9月13日(月)～10月14日(木) までの間 休演

令和3年10月15日(金) から開演

令和4年 1月15日(土)～3月26日(土) までの間 休演

6 学校〔学校教育課〕

(1) 基本方針

感染防止対策を徹底しながら教育活動を実施。(リスクが高い学習活動は行わない。)

(2) 学校行事

・小学校運動会 令和3年5月16日(日) 予定を延期。9月以降に実施。
10月以降に延期

・中学校運動会 10月以降に延期

・中学校部活動 令和3年 5月16日(日)～6月20日(日)

原則休止。学校長の認める最小限の活動は感染リスクを低減させ実施。1日2時間以内。他校との練習試合及び合同練習(合同チームは除く)は行わない。

令和3年 6月21日(月)～7月11日(日)

可能な限りの感染症対策を行った上で実施。(県外や感染者数が比較的高い市町との交流は、事前に市教育委員会と連携)

令和3年 7月12日(月)以降

可能な限り感染症対策を行った上で、生徒の体調面に配慮しながら実施。

令和3年 8月20日(金)～8月26日(木)

週休日、休日部活動禁止。平日90分以内。大会出場は除く。

令和3年 8月27日(金)～9月12日(日)

原則休止。

令和3年 9月13日(月)～9月30日(木)

原則休止。上位大会につながる部活動は、平日90分以内。最長3週間前から

令和3年10月1日（金）～

可能な限りの感染症対策を行った上で実施。（14日までは、県外や集中対策重点区域との交流は、事前に市教育委員会と連携）

令和4年1月12日（水）～1月31日（月）

原則休止。

令和4年2月1日（火）～3月21日（月）

各学校において感染状況の実態を踏まえ、感染拡大防止対策を徹底し、平日のみ実施。

令和4年3月22日（火）～

感染対策を十分に行った上で実施。（市外の大会等への出場は事前に教育委員会に報告）

- ・水泳指導 緊急事態宣言解除後から実施予定。
- ・修学旅行 感染拡大状況を注視し、時期や場所を検討しながら実施。

(3) 罹患者発生に係る臨時休業等

- ・甲田中学校 令和3年5月9日（日）～5月11日（火）
- ・八千代小学校 令和3年9月6日（月）～9月7日（火）
- ・向原小学校 令和4年1月26日（水）～1月27日（木）
- ・向原小学校 令和4年2月3日（木）～2月4日（金）
- ・吉田小学校 3年2組 令和4年2月9日（水）～2月10日（木）
- ・高宮小学校 第4学年 令和4年2月15日（火）～2月18日（金）
- ・高宮小学校 第6学年 令和4年2月21日（月）～2月22日（火）
- ・高宮小学校 令和4年2月22日（火）～2月25日（金）

(4) 吉田幼稚園

- ・園庭開放休止 令和3年5月16日（日）～6月20日（日）
- 令和3年8月27日（金）～9月30日（木）
- 令和4年1月12日（水）～5月8日（日）

7 社会教育施設・社会体育施設〔生涯学習課〕令和3年度

	5月12日～ 5月16日	5月17日～ 6月20日	6月21日～ 8月26日
市立図書館(全館)	・主催イベント延期	・主催イベント延期 ・利用制限開始 (閲覧席使用禁止、館内滞在1時間以内、中央館18時閉館)	・利用制限解除 (一部利用制限)
	8月27日～9月30日		10月1日～ 1月11日
	・主催イベント延期 (閲覧席使用禁止、館内滞在1時間以内、中央館18時閉館)	・利用制限開始	・利用制限解除 (一部利用制限)
	1月12日～1月25日		1月26日～ 2月7日

	<ul style="list-style-type: none"> ・主催イベント延期 ・一般利用制限 (閲覧席使用禁止、館内滞在1時間以内、中央館18時閉館) 	<ul style="list-style-type: none"> ・休業
	2月8日～3月6日	3月7日～3月21日
	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出資料の予約、リクエスト受付、予約資料の窓口受取、相互貸借再開 (平日10時～18時、土日9時～17時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用制限 (閲覧席使用禁止、館内滞在1時間以内、中央館18時閉館)
	3月22日～3月31日	
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用制限解除(一部利用制限) 	

	5月12日～5月16日	5月17日～6月20日	6月21日～8月4日
市内各文化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・主催イベント延期 ・一般利用制限開始 (20:00まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・主催イベント延期 ・一般利用制限 (平日18:00まで、土日利用・新規予約不可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用制限解除
	8月5日～8月26日	8月27日～9月30日	10月1日～1月6日
	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用受付不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・主催イベント延期 ・一般利用制限 (平日18:00まで、土日利用・新規予約不可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用制限解除
	1月7日～1月11日	1月12日～1月25日	1月26日～3月6日
	<ul style="list-style-type: none"> ・新規利用受付不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・主催イベント延期 ・一般利用制限 (平日18:00まで、土日利用・新規予約不可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・休業
	3月7日～3月21日		3月22日～3月31日
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用制限 (平日18時まで、土日利用不可、新規の予約・会食不可) 		<ul style="list-style-type: none"> 会食、体を動かすことを目的とする利用(カラオケ等を含む)は不可

	5月12日～5月16日	5月17日～6月20日	6月21日～8月26日
歴史民俗博物館 八千代の丘美術館	<ul style="list-style-type: none"> ・主催イベント延期 	<ul style="list-style-type: none"> ・主催イベント延期 ・利用制限開始(土日休館) 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用制限解除
	8月27日～9月30日		10月1日～1月11日
	<ul style="list-style-type: none"> ・主催イベント延期 ・土日祝日休館 		<ul style="list-style-type: none"> ・利用制限解除
	1月12日～1月25日		1月26日～3月6日
	<ul style="list-style-type: none"> ・主催イベント延期 		<ul style="list-style-type: none"> ・休業

	・一般利用制限(土日休館)	
	3月7日～3月21日	3月22日～3月31日
	・利用制限(土日休館)	・利用制限解除

	～5月11日	5月12日～ 5月16日	5月17日～6月20日
吉田サッカー公園	・一般利用制限 (屋内施設利用不可)	・一般利用制限 (屋内施設利用不可、屋 外 20:00 まで)	・一般利用制限 (終日利用不可)
	6月21日～8月4日		8月5日～8月26日
	・利用制限解除(一部利用制限)		・新規利用受付不可
	8月27日～9月30日		10月1日～1月6日
	・一般利用不可		・利用制限解除(一部利用制限)
	1月7日～1月11日	1月12日～3月21日	
	・新規利用受付不可		・一般利用不可
	3月22日～3月27日		3月28日～3月31日
・屋内施設利用不可		・利用制限解除(一部利用制限)	

	5月12日～ 5月16日	5月17日～ 6月1日	6月2日～6月20日	
吉田運動公園 吉田温水プール その他社会体育施設	・一般利用 制限開始 (20:00 まで)	・休業	・屋外施設は平日のみ 18 時まで利用 可 (ただし、県大会等につながる市内児童生徒のみ 参加する大会は利用可) ・屋内施設は利用不可	
	6月21日～8月4日		8月5日～8月26日	
	・利用制限解除		・新規利用受付不可	
	8月27日～9月30日		10月1日～ 1月6日	1月7日～ 1月11日
	・屋外施設は平日のみ 18 時 まで利用可 ・屋内施設は利用不可 ・新規利用受付不可		・利用制限解除	・新規利用受付 不可
	1月12日～1月19日			1月20日～ 3月6日
	・屋外施設は平日のみ 18 時まで利用可 ・屋内施設は利用不可 ・新規利用受付不可			・休業
	3月7日～3月21日		3月22日～ 3月27日	3月28日～ 3月31日

	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外施設平日のみ 18 時まで 利用可 ・屋内施設は利用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内施設は利用 不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用制限解除
--	--	---	---

V 災害時の避難対応

1 避難所の混雑可視化システム（VACAN）の運用開始〔危機管理課〕

株式会社バカンの協定により利用が可能となっていた「混雑可視化システム（VACAN）」を本格的に運用開始し、混雑状況をリアルタイムに確認することができるように情報更新を行う。

- ・令和 3 年 5 月 20 日に吉田町の多治比川周辺の地域に警戒レベル 3 を発令し、クリスタルアーゴを開設した際に操作した。